

「港区低炭素まちづくり計画（素案）」に寄せられた区民意見に対する区の考え方

1 意見数

	件数
(1) 区民意見募集（郵送、インターネット等）により寄せられた意見 募集期間：令和3年2月21日～令和3年3月22日 人 数：4人（インターネット4人）	37件
計	37件

※件数は、複数の内容を含んだ区民意見を分割した後の件数です。

2 意見への対応状況

1	意見を反映し、計画素案を修正したもの	1件
2	計画素案の記載の中で趣旨を反映しているもの	16件
3	計画素案では記述していないが、既存事業等に対応しているもの	13件
4	意見の内容が対応できないもの	0件
5	区政に対する要望等として受けたもの	7件
	合 計	37件

No.	区分	要旨	区の考え方	反映状況
1	第1章 低炭素まちづくり計画	環境基本計画と内容が重複しており、必要性に疑問があります。多額の委託費にも疑問があります。	素案 P.8~9 の「1.低炭素まちづくり計画とは」に示すとおり、「地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）」と相まって都市の低炭素化の促進を図り、もって都市の健全な発展に寄与することを目的として、「都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）」が施行されました。港区の二酸化炭素の排出量は都市における社会経済活動に起因することが大きい家庭部門・業務部門・運輸部門における排出量がほとんどを占めており、まちづくりの上での対策強化が求められていることから、港区において低炭素まちづくり計画を策定することは大きな意義があります。	5
2	第2章 低炭素まちづくり計画の現状と課題	社会の動向として、東京都知事のカーボンハーフ宣言を記載して下さい。	ご意見の主旨を反映し、東京都が2050年までの温室効果ガスの排出量実質ゼロの実現に向け、2021年3月に「ゼロエミッション東京戦略2020 Update & Report」を策定し、2030年カーボンハーフに向けて必要な社会変革の姿・ビジョン「2030・カーボンハーフスタイル」を提起したことを、「第2章4.低炭素まちづくりに関連する動向」に追記しました。	1
3	第2章 低炭素まちづくり計画の現状と課題	素案40ページの「5.低炭素まちづくりの課題」へ、区民や区の事業者との協力、連携を追加してください。	素案 P.14 の「6.策定の背景」において、「区民、事業者、行政など多様な主体が連携し、引き続き低炭素まちづくりを推進していく必要」があることを示しており、ご意見の主旨を含んだ記載となっています。また、素案 P.50 の「1.めざすべきまちの将来像」において、区民・事業者・区の協働で先進的な取組により低炭素なまちづくりを進めることを示しています。	2
4	第3章 将来像と基本方針	基本方針の中に、明確に脱炭素社会を実現する旨を記載して下さい。	素案 P.51 に低炭素まちづくりを構成する3つの分野ごとに基本方針を定めていますが、基本方針1の解説文では「脱炭素化への進展」と記載し、脱炭素社会の実現を目指す意図を含む基	2

			本方針としています。なお、脱炭素社会の実現に向けて、素案 P.58 の「(2) 総量目標」に、「2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ」を掲げています。	
5	第4章 計画の目標	国や都の二酸化炭素排出量削減の 2030 年度目標が改定され、港区のほうが低い水準の目標値となっている場合には、6 ヶ月以内に目標値を改定して下さい。国、都をリードした目標値を常に設定して下さい。	素案 P.58 の「(2) 総量目標」に示すとおり、二酸化炭素排出量の削減目標値の設定に当たっては、関連する各種計画等との整合性を確保する観点から、港区環境基本計画で示されている全庁的な削減目標値を目指すこととしています。	2
6	第4章 計画の目標	2030 年度の二酸化炭素排出削減量の目標は、2013 年度比 62%削減として下さい。	素案 P.58 の「(2) 総量目標」に示すとおり、二酸化炭素排出量の削減目標値の設定に当たっては、関連する各種計画等との整合性を確保する観点から、港区環境基本計画で示されている全庁的な削減目標値を目指すこととしています。	2
7	第4章 計画の目標	東京都カーボンハーフ宣言を港区に当てはめ、2030 年度に二酸化炭素排出削減量を 2013 年度比 62%削減する目標としてください。	素案 P.58 の「(2) 総量目標」に示すとおり、二酸化炭素排出量の削減目標値の設定に当たっては、関連する各種計画等との整合性を確保する観点から、港区環境基本計画で示されている全庁的な削減目標値を目指すこととしています。	2
8	第4章 計画の目標	二酸化炭素排出削減量を 2030 年度に 2013 年度比で最低でも 52% (IPCC の 2030 年度目標に整合)、できれば 2030 年度 62%削減 (東京都カーボンハーフ宣言に整合) の目標を設定して下さい。難しい場合は、目標値は 40%とするとともに、それ以上の削減を目指す 40%プラスアクションを設定して下さい。	素案 P.58 の「(2) 総量目標」に示すとおり、二酸化炭素排出量の削減目標値の設定に当たっては、関連する各種計画等との整合性を確保する観点から、港区環境基本計画で示されている全庁的な削減目標値を目指すこととしています。	2
9	第4章 計画の目標	資料編「3. 取組の事業予定」について、参考値としてジャンプ目標としての目標数値を公開して下さい。(例：2030 年度に 2013 年度比 62%削減の場合「取組 A：〇〇を実施すると××%削減可」等)	素案 P.58 の「(2) 総量目標」に示すとおり、二酸化炭素排出量の削減目標値の設定に当たっては、関連する各種計画等との整合性を確保する観点から、港区環境基本計画で示されている全庁的な削減目標値を目指すこととしています。	2

10	第4章 計画の目標	二酸化炭素排出削減目標について、2013年度比40%減は東京都が明示した2000年度比50%減の目標に整合していません。東京都の目標を港区の2013年度比に置き換えると62%減となり、それに向けて調査研究するとした2021年2月の区議会代表質問での区長答弁とも整合していません。整合しないのであれば計画決定を見合わせるべきです。	区は、東京都が新たな削減目標を達成するために取り組む施策などを調査研究しながら、温室効果ガスの早期の削減に取り組むこととしており、本計画では港区環境基本計画で示されている全庁的な削減目標値を目指すこととしています。	2
11	第4章 計画の目標	素案P.58では「区内の二酸化炭素排出量のさらなる削減に取り組みます」とありますが、「2030年度の40%削減目標を前倒しで達成し、さらに40%以上の削減を目指します」等と文章を変更して下さい。また図表でも「さらなる削減」がわかりやすいような工夫をして下さい。	素案P.58の「(2)総量目標」で表現している「さらなる削減」につきましては、二酸化炭素排出実質ゼロは可能な限り早く実現を目指すべきであることから、40%削減に向けた取組に限らず、さらなる削減に取り組むことを示しており、ご意見の主旨を含んだ記載となっています。	2
12	第4章 計画の目標	樹木被覆率も目標値に設定して下さい。	緑被率を算定する際に用いる緑被面積には樹木被覆面積も含まれることから、素案P.56の「(1)成果目標」に示すとおり「2.都市と自然が共生するまちづくり」の指標として緑被率を設定しています。	2
13	第4章 計画の目標	緑(樹木)被覆面積を目標値に掲げ、成果目標にして下さい。	緑被率を算定する際に用いる緑被面積には樹木被覆面積も含まれることから、素案P.56の「(1)成果目標」に示すとおり「2.都市と自然が共生するまちづくり」の指標として緑被率を設定しています。	2
14	第4章 計画の目標	自転車利用環境の整備の指標として駐輪場利用数を設定して下さい。	駐輪場(自転車等駐車場)は、駅前の放置自転車対策として、原則、各駅周辺にのみ設置しているため、自転車利用環境の整備による環境負荷低減の効果を検証するために有効な指標として、周辺の複数区と広域相互利用している自転車シェアリングの利用回数を参考指標に設定しています。	2

15	第5章 施策：基本方針1の関連 施策	ゼロエミッションビル、ゼロエミッションハウス を新築基準に盛り込んで下さい。	建築物の省エネ基準等については、令和3年4月から施行の「港区民の生活環境を守る建築物の低炭素化の促進に関する条例」により定めています。	3
16	第5章 施策：基本方針1の関連 施策	次世代 ZEH+、ライフサイクルカーボンマイナス住宅 の推進を強化して下さい。	建築物の省エネ基準等については、令和3年4月から施行の「港区民の生活環境を守る建築物の低炭素化の促進に関する条例」により定めています。	3
17	第5章 施策：基本方針1の関連 施策	特に大規模開発については ZEB の義務規定を早急に 設けて下さい。	建築物の省エネ基準等については、令和3年4月から施行の「港区民の生活環境を守る建築物の低炭素化の促進に関する条例」により定めています。	3
18	第5章 施策：基本方針1の関連 施策	港区民間建築物低炭素化促進制度をさらに促進し、「区内で延べ床面積5,000平方メートルを超える新築・増築又は改築する建築物のうち、非住宅用途で延べ床面積2,000平方メートル以上を含む建築物」となっている要件を、例えば「区内で延べ床面積300平方メートルを超える新築・増築又は改築する建築物のうち、非住宅用途で延べ床面積100平方メートル以上を含む建築物」とするなど、中小規模建築物にまで適用して下さい。	建築物の省エネ基準等については、令和3年4月から施行の「港区民の生活環境を守る建築物の低炭素化の促進に関する条例」により定めており、これまで対象としていなかった延べ面積2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物を届出義務の対象に含め、建築物の省エネ化を進めています。	3
19	第5章 施策：基本方針1の関連 施策	港区民間建築物低炭素化促進制度における、「区内で延べ床面積5,000平方メートルを超える新築・増築又は改築する建築物のうち、非住宅用途で延べ床面積2,000平方メートル以上を含む建築物」となっている対象規模について、延べ床面積の引き下げを検討して下さい。	建築物の省エネ基準等については、令和3年4月から施行の「港区民の生活環境を守る建築物の低炭素化の促進に関する条例」により定めており、これまで対象としていなかった延べ面積2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物を届出義務の対象に含め、建築物の省エネ化を進めています。	3

20	第5章 施策：基本方針1の関連 施策	既存の比較的小規模の商業ビルやマンションにおいて、省エネ化、断熱対応、ZEB化ができるような制度や対策を検討してください。	港区環境基本計画において、創エネルギー・省エネルギー機器等を設置する区民等に対し、その経費を助成していくことを掲げています。	3
21	第5章 施策：基本方針1の関連 施策	港区民間建築物低炭素化促進制度の対象延べ面積を引き下げた場合、それに伴う小規模な建築物への支援を検討して下さい。	港区環境基本計画において、創エネルギー・省エネルギー機器等を設置する区民等に対し、その経費を助成していくことを掲げています。	3
22	第5章 施策：基本方針1の関連 施策	基本方針1の施策に、ゼロプラスチック、または、プラスチックを軽減するような施策を追加して下さい。	「プラスチックの使用抑制と資源循環」等に関しては、港区環境基本計画及び港区一般廃棄物処理基本計画に取りまとめています。	3
23	第5章 施策：基本方針1の関連 施策	計画に数年を要す大規模開発においては、最新の動向に即した低炭素・脱炭素社会に向けた計画にて、必要であれば、計画変更をして着工することを、徹底して下さい。	素案 P.64～65「取組1-1-1 エネルギーの面的管理・利用の促進」に示すとおり、大規模開発については、建築物の環境負荷低減のほか、自立分散型エネルギーシステムの導入や地域でのエネルギーの面的利用を促進するなど、環境に配慮した低炭素なまちづくりの実現に向け、所管部署間で連携し事業者を指導、誘導していきます。	5
24	第5章 施策：基本方針1の関連 施策	水素社会を発展させるのであれば、再生可能エネルギー由来・自然エネルギー由来の水素活用を目指すことを明記して下さい。	素案 P.73 の「取組1-3-1 未利用・再生可能エネルギーの導入・活用促進」に示すとおり、水素は、様々な資源からつくることができることが特徴の一つです。脱炭素社会の実現に向け、水素エネルギーの導入・活用を促進していきます。	5
25	第5章 施策：基本方針2の関連 施策	屋上緑化・壁面緑化だけでは不十分なため、大規模開発、大型ビルの敷地における緑の敷地面積比率を上げてください。	建築計画に伴う緑化面積の基準に関しては、港区みどりを守る条例及び同施行規則に基づき事業者等を指導、誘導しています。大規模な開発による建築計画では、地上部の緑化を優先的に行いながら、合わせて屋上や壁面、人工地盤等、様々な場所を活用した緑化を推進しています。	3

26	第5章 施策：基本方針3の関連施策	二酸化炭素の排出を軽減するためには、個人の車所有を減らすことが必要だと考えます。ちいばすがより便利になり本数が増えれば、車の個人所有も減るのではと思います。	素案P.85「施策3-2環境負荷の少ない移動手段（公共交通等）の環境整備と促進」では、運輸部門の二酸化炭素排出量を効率良く削減するためには、公共交通の積極的な利用が重要であることを示しており、ご意見の主旨を含んだ記載としています。	2
27	第5章 施策：基本方針3の関連施策	ウォークラブルなまちづくりを推進して下さい。交通事故死ゼロも同時に目指して下さい。	素案P.97の「取組3-2-3快適な歩行環境の確保」に示すとおり、細街路の拡幅や電線類の地中化、歩道整備、健康増進やにぎわい創出に資する道路空間の利活用等により、誰もが安全かつ安心して移動でき、歩きたくなる快適な歩行空間の整備を進めていきます。	2
28	第5章 施策：基本方針3の関連施策	歩きたくなるような道づくりを進めて下さい。	素案P.97の「取組3-2-3快適な歩行環境の確保」に示すとおり、細街路の拡幅や電線類の地中化、歩道整備、健康増進やにぎわい創出に資する道路空間の利活用等により、誰もが安全かつ安心して移動でき、歩きたくなる快適な歩行空間の整備を進めていきます。	2
29	第5章 施策：基本方針3の関連施策	より多くの人々が活用できるようなちいばすの新たな、便利なルートの開発を検討してください。タクシーやマイカーの利用が少なくなるように、移動ルートや方向なども検討しながらルートを工夫して下さい。	港区コミュニティバス「ちいばす」の持続的で健全な運営を継続するため、運行経路の見直し等に関しては、利用状況や収支率等を検証した上で港区地域公共交通会議に諮り決定していきます。	3
30	第5章 施策：基本方針3の関連施策	タクシーやマイカーの利用が少なくなるように、レンタル自転車の設置場所の工夫を検討して下さい。	拠点となる自転車等駐車を街なかに複数設置し、自転車を自由に貸出・返却できる自転車の共同利用サービスである「自転車シェアリング」を実施し、利便性の向上に取り組んでいます。	3
31	第5章 施策：基本方針3の関連施策	駐輪場の利用回数も指標に設定し、自転車利用を促進して下さい。	拠点となる自転車等駐車を街なかに複数設置し、自転車を自由に貸出・返却できる自転車の共同利用サービスである「自転車シェアリング」を実施し、利便性の向上に取り組んでいます。	3

32	第5章 施策：基本方針3の関連施策	区有自転車駐輪場の利用率を把握することで、適正な駐輪場の拡大計画を進められるようにして下さい。	自転車等駐車場は、「港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例」に基づき、放置自転車対策として区が整備するとともに、民間の一定規模を超える集客施設に対して附置を義務づけることで、自転車等駐車場の整備に取り組んでいます。	3
33	第5章 施策：基本方針3の関連施策	ちいばすを全車ZEVにして下さい。	E Vバスの技術開発等の動向を注視しながら検討します。	5
34	第6章 進捗管理	委員会の議事録等の公開や、委員の選任もずっと行われておらず、民主的プロセスを経ていません。	低炭素まちづくり計画推進協議会では、学識経験者、区民委員、事業者等から出された専門的見地や生活者の視点、最新のエネルギー状況などを踏まえた幅広い議論を重ねながら、本計画の検討を進めてきました。いただいたご意見は、今後の会議運営等の参考にさせていただきます。	5
35	第6章 進捗管理	港区低炭素まちづくり計画推進協議会の会議は公開かつオンライン配信、会議録は1週間以内に公開等、情報公開、透明性を徹底して下さい。学識経験者は固定的にならぬよう、毎年半数以上は交代して下さい。	低炭素まちづくり計画推進協議会では、学識経験者、区民委員、事業者等から出された専門的見地や生活者の視点、最新のエネルギー状況などを踏まえた幅広い議論を重ねながら、本計画の検討を進めてきました。いただいたご意見は、今後の会議運営等の参考にさせていただきます。	5
36	第6章 進捗管理	情報公開の徹底、透明性の徹底、意見交換の強化をして下さい。区民参加、区の事業者の参加、オンラインでの会議公開等も検討して下さい。	低炭素まちづくり計画推進協議会では、学識経験者、区民委員、事業者等から出された専門的見地や生活者の視点、最新のエネルギー状況などを踏まえた幅広い議論を重ねながら、本計画の検討を進めてきました。いただいたご意見は、今後の会議運営等の参考にさせていただきます。	5
37	資料編	取組の削減効果の算出根拠資料を公開して下さい。編集可能なオープンデータにして、区民や区の事業者から改善提案を行いやすい状況を構築して下さい。	二酸化炭素排出量削減見込みが試算可能な取組の算出根拠について、素案P.110～113の「資料編2◇取組の削減効果」に示しています。	2